

議案第二十三号

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更について

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区長

山田

宏

特別区人事及び厚生事務組合格約の変更について

特別区人事及び厚生事務組合格約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更する。

記

（提案理由）

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部変更について協議するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十条の規定に基づき、議決を経る必要がある。

別紙

特別区人事及び厚生事務組合規約の一部を変更する規約

特別区人事及び厚生事務組合規約（昭和二十六年八月十日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第八条中「副管理者又は収入役に選任せられた」を「又は副管理者に選任された」に改める。

第十条第一項中「副管理者二人及び収入役一人」を「及び副管理者二人」に改め、同条第二項中「副管理者及び収入役」を「及び副管理者」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「必要な吏員その他の職員」を「必要な職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項に定めるほか、会計管理者一人を置く。

第十一条第二項中「収入役は、議員のうちから」を削り、同条第三項中「前条第四項に定める吏員その他の職員」を「前条第四項及び第五項に規定する職員」に改める。

第十六条中「収入役」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規約は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、東京都知事の許可のあった日から施行する。
（収入役に関する経過措置）

2 この規約の施行の際現在に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この規約による改正後の特別区人事及び厚生事務組合規約第八条、第十条、第十一条及び第十六条の規定は適用せず、この規約による改正前の特別区人事及び厚生事務組合規約（以下この項において「旧規約」という。）第八条、第十条、第十一条及び第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規約第十条第四項及び第十一条第三項中「吏員その他の職員」とあるのは「職員」とする。

4 この規約の東京都知事の許可のあった日からこの規約の施行の日の前日までの間に、収入役が欠けた場合においては、特別区人事及び厚生事務組合規約第十一条第二項の規定にかかわらず、管理者は、収入役を選任しないことができる。この場合においては、副収入役が収入役の職務を代理するものとする。

特別区人事及び厚生事務組合格約の一部を変更する規約新旧対照表

新 規 約
旧 規 約

(議員の任期)

第八条 議会の議員の任期は、議員がその資格要件を獲得した日から、それを有しなくなつた日の前日までとする。ただし、第十条第一項及び第二項の規定により、管理者又は副管理者に選任された者は、その在任期間中議員の資格を失う。

(執行機関の組織)

第十条 この組合に、管理者一人及び副管理者二人を置く。

2 管理者及び副管理者の任期は、二年とする。

3 略

4 第一項に定めるほか、会計管理者一人を置く。

(議員の任期)

第八条 議会の議員の任期は、議員がその資格要件を獲得した日から、それを有しなくなつた日の前日までとする。ただし、第十条第一項及び第二項の規定により、管理者、副管理者又は収入役に選任せられた者は、その在任期間中議員の資格を失う。

(執行機関の組織)

第十条 この組合に、管理者一人、副管理者二人及び収入役一人を置く。

2 管理者、副管理者及び収入役の任期は、二年とする。

3 略

資 料

5| 第一項及び前項に定めるほか、必要な職員を置き、その定数は条例で定める。

(執行機関の選任)

第十一条 略

2 副管理者は、議員及び知識経験を有する者のうちから各一人を

、管理者が議会の同意を得て選任する。

3 前条第四項及び第五項に規定する職員は、管理者が任免する。

(給与)

第十六条 議会の議員、管理者、副管理者及び監査委員の報酬及び費用弁償の額、常勤の副管理者及びその他の職員の給料、旅費等の額並びにその支給方法は、条例で定める。

4| 第一項 に定めるほか、必要な吏員その他の職員を置き、その定数は条例で定める。

(執行機関の選任)

第十一条 略

2 副管理者は、議員及び知識経験を有する者のうちから各一人を、収入役は、議員のうちから、管理者が議会の同意を得て選任する。

3 前条第四項に定める吏員その他の職員は、管理者が任免する。

(給与)

第十六条 議会の議員、管理者、副管理者、収入役及び監査委員の報酬及び費用弁償の額、常勤の副管理者及びその他の職員の給料、旅費等の額並びにその支給方法は、条例で定める。